

大村市政だより

■昭和38年4月22日第三種郵便物認可■毎月3回1日・10日・20日発行
■発行所 大村市役所■印刷所 つじ印刷所■定価 1部5円

申告所得税第一期分の納期は7月31日です
長雨で被害を受けたかたは7月15日までに減額と納税猶予の申請をしてください。なお農家のかたは農協に簡易な申請書用紙がありますのでご利用ください

編入された人口・世帯・面積
人口…229人
世帯数…49戸
面積…1.06平方キロ

む る ろ 東彼杵町の武留路郷が大村市になりました

七月一日から東彼杵町の武留路郷が大村市となりました。
この地区は東彼杵町(旧千綿村)の最南端にあり東北方は東彼杵町の一ツ石郷北は才貫田川を境として同町の里郷に接し、西は大村湾に南は餅の浜川を境として大村市の北端松原二の郷に隣接していました。
このように地理的にも、地区住民の日常生活に密接な関係をもつ交通機関、農協学校、郵便局、役所なども大村の松原にあつた方が便利であるため地区民も大村市編入を希望していました
行政区域は松原出張所の管轄となります。
(庶務課)

七月一日は住民登録法が施行された日です。
この住民登録は私達の社会生活に欠くことのできな

なりあるようです。
い制度であり、各種行政の基礎資料として活用されています。
のときは必ず市役所の窓口へおでかけください。

大村市でもより確実な住民登録の要点を
のたしよと実態調査を行 住民の居住関係を公証し

犬には必ず鑑札を…

最近、野犬が多くなっています。また犬の登録注射は受けていても鑑札をつけていない犬もよく見かけます。登録と注射をした犬は必ず鑑札をつけるようになっていきました。たとえ登録と注射を受けた犬でも、鑑札をつけていなければ捕獲されることがあります。もちろんこの場合でも返還手数料と管理費は支払わねばなりません。捕獲人はほとんど毎日市内を廻っていますが未登録犬を見分けるのに困っています。とくに7月10日以後は鑑札をつける運動を強化します。飼育者の方のご協力をお願いします。飼犬はできるだけつないで置きましよう(保険衛生課)

明るい社会を作りましよう

七月一日(三十一日)まで

“社会を明るくする運動”

七月は法務省主催の「社会を明るくする運動」の月です。
この運動はすべての国民が犯罪の防止と、罪を犯した人たちの更生について理解を深め、進んでそれぞれ
七月は法務省主催の「社会を明るくする運動」の月の立場で力を合わせて犯罪のない明るい社会をきすこととする全国的な運動です
今年には青少年非行の増加悪質化、集団化、非行年令の低下などが目立ちますのでとくに青少年の非行防止
権利の行使や義務の履行をけることができ、戸籍の謄正が容易になります。
選挙、就学、主食の配給
生活保護、徴税、その他市町村の行政事務は住民登録に関する事項に変更があつた場合には、十四日以内に届出をしなければなりません。届出は市町村役場で受理されます。(市民課)

転入転出のときは 14日以内に 市役所の窓口へ

転入、転出など住民登録に関する事項に変更があつた場合には、十四日以内に届出をしなければなりません。届出は市町村役場で受理されます。(市民課)

家庭 ↑ 市役所 ↑ 家庭 ↑ 市役所 ↑

戦没者の妻に特別給付金
金を支給されます
特別給付金の請求

この特別給付金は昭和十二年七月七日以降に戦死した公務上の負傷や病気で死亡した人の妻であるため本年四月一日でつぎの扶助料、年金などを受ける権利を有する妻に支給されます

- △公務扶助料 午前九時 伊勢町大神宮
- △特別扶助料 正午 場所未定
- △遺族年金 △福重地区：七月十六日 正午 場所未定
- △特別遺族年金 △竹松地区：七月十七日 午後七時 原口町小川宅
- △遺族給付金 △陸海軍の雇傭人が公務死亡により旧令共済殉職年金または郵政省共済組合 正午 場所未定
- △陸軍共済組合、日本電信 △鈴田地区：七月十九日 正午 場所未定

百日咳・ジフテリア(混合)の
予防接種(二回目・三回目)の
実施日程はつぎのとおりです

実施場所	2回目	3回目
鈴田出張所	7月22日	8月19日
市役所	"	"
市立病院	7月23日	8月20日
竹松出張所	"	"
三浦診療所	7月24日	8月21日
東大村小学校	"	"
菅瀬出張所	7月25日	8月22日
池田敬老院	"	"
福重出張所	7月26日	8月23日
松原出張所	"	"

時間はいずれも午後1時30分から
時30分まで。(保険衛生課)

△三浦地区：七月二十日 正午 場所未定

△西大村地区：七月二十一日 午前九時 古町公民館

なお場所未定のところは遺族会(電話三一一一番)におたずねください。(福祉事務所)

視聴覚教室を七月十六日に開きます
市教委では十六ミリ映写機の操作技術と視聴覚教材の利用方法の研修会をつぎのとおり開くことになりました。六月の講習を受講した方、現在認定書を所有している方はできるだけ参加してください。

△期日 七月十六日(火)
午前九時、正午
午後十四時、十七時

△場所 中央公民館講座室
と、七月十七日
と、大村市中央公民館
と、長崎県内職公共職業
補導所

△内容 十六ミリ映画機操作実習
教育映画の開き方
教育映画の見方について
(教育委員会) 内容

農事メモ

有機燐製剤と除草剤の
危害防止について

有機燐製剤と除草剤を使う時期となりました。つぎのことがらに注意してあぶなくないようにしてください。

有機燐製剤を使用する場合は使用届を市を経由して防除三日前までに保健

所に到着するよう提出し
実地指導員指導のもとに
必ず共同で実施すること
使用田には必ず標識を立
て一週間後には必ず標識
を除去すること。
使用後の薬剤保管と管理
は十分に注意すること。
幼児、学童などの散布田
附近における川遊び魚取
りホタル狩りなどは危険
除草剤散布田の用水かけ
流しはしないよう十分に
注意すること。
(農林課)

内職相談室が
開かれます

①内職製品の展示(十時~十六時)
②内職の説明相談
(福祉事務所)

中元資金の融資申込を
受付
申込期日 七月十五日
市内中小企業者の振興資金として中元資金融資の申込受付をつぎのとおり行ないます。
△申込場所 大村商工会議所
所か市内銀行各支店

△貸付対象 原則として大村市内に一年以上の営業実績を有する中小企業者
△償還期間 八カ月以内
△貸付限度額 一企業者五十万円以内
△利率 日歩二銭五厘
△申込期間 七月十五日まで
△申込の方法 所定の申込書により提出のこと(申込書は銀行または商工会議所にあります)
(商工水産課)